

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 松尾工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	3月30日の質問回答1に示された2項のご回答について質問	a)～c)の全てとご回答頂きましたが、a)～c)に共通した提案に限るのか、若しくは共通ではなくても宜しいのかご教示願います。	入札公告(説明書)4-3「作成にかかる留意事項」に基づきお考えください。
2	設計図No.182+25.00跨道橋 (下部工)図面番号4/24	上項①a)～c)の図面において、設計図No.182+25.00跨道橋(下部工)図面番号4/24に明記されている左側ウイング側面図及び右側ウイング側面図にて上部工施工、下部工施工と区分けされておりますが、この図示されているのが範囲と理解して宜しいでしょうか。	そのとおりお考えください。
3	入札公告(説明書)P.3(5)①	参加資格条件の『同種工事b)支間長30m以上製作によるPC(PRC)上部工事』は、PRCではなければならないのか、もしくはPCでも良いのかご教示願います。	PCまたはPRCをお考えください。